



OK!
ホット情報公開。
2次元コード対応ケータイ
で読み取れます!

ご存じですか?個人情報の保護に関する法律

個人情報保護法

2005年4月1日より完全施行

官公庁や地方自治体、民間企業などから個人情報が流出し、プライバシー侵害や悪質な詐欺・恐喝事件になるケースがあります。IT化に伴いコンピューターなどで瞬時に大量の個人情報が処理される今、取り扱いを間違えると重大な被害を与えます。このような状況から「個人情報の保護に関する法律」が2005年4月1日より施行されました。

背景

- 個人情報の利用増加
- デジタルデータ化

個人情報漏えい事件

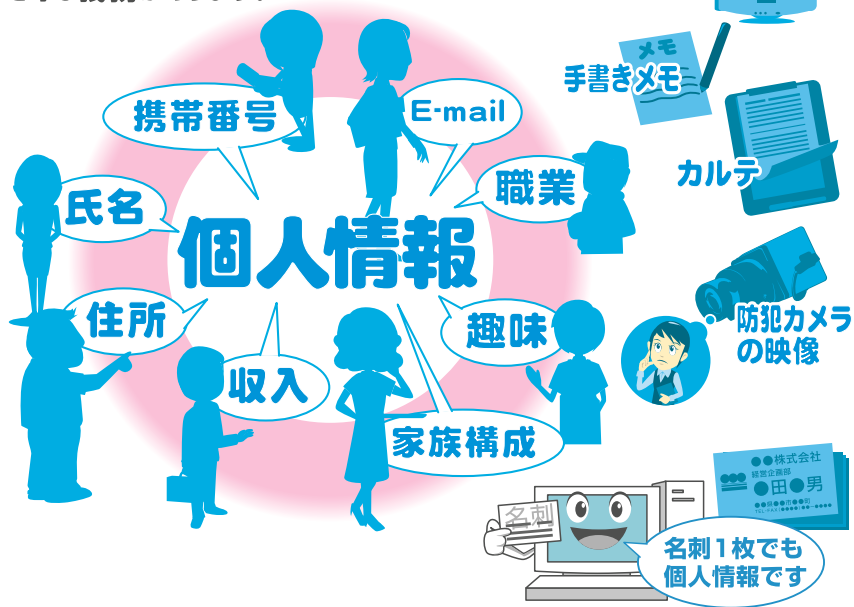
なりすまし
私〇〇という
ものだが...
おまのね...
振り込め詐欺

迷惑メール

社会的関心事に
なっています!

個人情報とは?

生存している個人が識別される情報を個人情報といいます。例えば、氏名や性別、生年月日、住所、電話番号さらに、病歴や信仰などのプライバシーに関するものも含まれます。個人情報を5,000人以上、事業に利用している場合は「個人情報取扱事業者」とされ、「個人情報保護法」を守る義務があります。



個人情報保護法の目的

「個人情報保護法」の第1条によれば、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している。個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護をすることを目的とする。」と定められています。

個人情報のこんなケース

顧客コードや社員番号も個人情報になります。他の情報と照合し、個人と容易に特定できるなら個人情報です。

社員番号 + 社員台帳 = 個人情報
●●V045

顧客コード + 顧客名簿 = 個人情報
*040**02

情報もれのない、社内ルールづくりが大切です

義務と責任

個人情報
5,000人以上
個人情報取扱事業者

- ★個人情報の利用目的をできるだけ特定する!
- ★適正な方法で取得し、本人に利用目的の通知を!
- ★個人データは正確で最新の情報に更新する!
- ★安全管理のために必要な措置を講じる
- ★従業員や依頼先に対して必要な監督を行う!
- ★本人の同意なしに第三者へ公開しない!
- ★取扱いが適正か、常に見直しを!
- ★苦情の適切で迅速な処理に努める!

もし... 個人情報が流出!

業績に影響
企業信用の失墜

損害賠償
莫大な費用

株価への影響

二次被害
追加請求

取扱いにご注意!
罰則があります!
6ヶ月以下の懲役や
30万円以下の罰金が
課せられる事もあります